

1930年海底線通信協定の改定をめぐる攻防 —— 南京国民政府对大北電信会社の交渉を中心に ——

薛 軼群

はじめに

中国の国際通信は、清末にデンマークの大北電信会社 (Great Northern Telegraph Co., 以下、大北と略称) 及びイギリスの大東電信会社 (Eastern Extension Australasia & China Telegraph Co., 以下、大東と略称) と締結した通信協定により、長年にわたって外国電信会社に特許権を与える形で行われていた。さらに、大北、大東両社は電信借款を通じて、中国国内通信網幹線の運用権を手に入れ、海底線の敷設や電信収入の分配などの面にも強く関与しており、通信分野における排他的体制を築き上げた。中国は、北京政府の時期から、通信特許権^①を取り消し、利権を回収すべきだという主張を盛んに行っており、外国電信会社との諸協定が1930年末に満期を迎えることが、中国の通信環境の改善にとって大きな契機になると捉えていた。一方、中国の国際通信を独占してきた大北、大東両社は海底線を通じて大きな利益をあげており、20年代の短波無線通信の普及に伴い、新技術の活用によってこれまでの優位性を覆されることを危惧し、自社の利益を必死に守ろうとした。

国民政府が交渉相手とした三社のうち、米国の商業太平洋ケーブル社 (Commercial Pacific Cable Co.) は、中国における通信独占権を持たず、利害関係が最も小さい。また、各植民地と本国とを連結するグローバル通信網を経営する大東会社にとって、対中国の連絡通信線は収益の中心ではなく、重要度が低かった。一方、大北会社にとっては、日中間や、東アジアとヨーロッパを連結する上海—長崎—ウラジオストク線は収益の中心であり、従来から保有している中国における国際通信特許権を維持できるか否かは、自社の収益を大きく左右するより喫緊の課題であった。

この通信協定の改定について、従来の研究では、交渉の失敗を「国民政府官僚の売国」に帰結し、新しい通信協定の成立を「電信職員の反帝国主義闘争の勝利」と結論づけたが、交渉の過程を全面的には考察してはいない^②。また、きしとしひこ 貴志俊彦 (1959年生) や ありやまてるお 有山輝雄 (1943年生) は、1930年の日中間通信交渉について言及したが、日本側の史料を中心に使っているため、日中交渉に先立つ国民政府と大北、大東、商業太平洋ケーブル社との交渉の関連性^③、国民政府内部の動きなどを十分には解明できていない^④。だが、この通信協定の改定は、「不平等条約」の撤廃を訴える国民政府の政策の延長線上に位置づけられ、通信自主権を実現する面において重要な意味を持っている。そして、国民政府がいかなる方針をもって交渉を行い、大北等の会社がどのような反応を示したかを検討することは、1931年以降の中国の国際通信環境がどのように変化したかを理解するのに不可欠である。従って、

本稿では中国政府と大北会社との相互作用を中心に、国民政府の檔案、公刊史料や新聞記事のほか、これまで利用されてこなかった大北電信会社コペンハーゲン本社と上海支社との往來電報を使い、海底線通信協定改定をめぐる交渉過程を検証して、電信利権の回収に対する国民政府の出方、及び中国の国際通信に与えた影響を解明したい。

第一節 海底線改定協議にむけた国民政府の準備

南京国民政府成立後、1928年8月中旬に南京で鉄道、電信、水運、航空などの政策を議論する初の全国交通会議が開かれた。その場において、外国電信会社の通信特許権を破棄し、国際通信独立を達成する案と通信協定を改定する案がそれぞれ審議され、最終的に複数国と関係しているため、電政及び外交などの専門家で構成する電政国際交渉会議において慎重に検討し、国際通信独立を達成すべし、との審査結果が可決された⁶⁾。その決議に従って、1928年11月に交通部のメンバーを中心に、外交部、財政部、軍事委員会、海軍司令部、建設委員会の各代表及び4人の専門家を加えた15人からなる電政国際交渉討論会が発足した⁶⁾。

この電政国際交渉討論会において議論した結果をもとに、交通部は1929年4月に行政院に長文の秘密報告書を提出し、これまでの大北、大東との諸契約の現状を整理したうえで、全面的な解決案をまとめた⁷⁾。

[表 1] で示した両社との各契約は、性質によって大体 (1) 海底線の陸揚げ及び接続に関する契約、(2) 陸上電信線の借用契約、(3) 海底線の敷設、管理の代行契約、(4) 通信特許に関する契約、(5) 電報料金に関する契約、(6) 電報料金の前払い契約 (電信借款) という6種類にわけることができる。これらの契約に対し、交通部はそれぞれに陸線運用権の回収、電信借款の返済、通信特許に関わる契約の破棄、海底線通信協定の改定などの方針で対応することを決めたが、多額の電信債務を抱える国民政府は、両社に対し自分の主張を認めさせることが容易ではなかった。その協議の困難さを見越し、交通部は次の7項目からなる最低限の要求を設定した⁸⁾。

- (1) 両社が交通部に陸揚げのライセンスを申請し、一定の賃貸料を支払う。
- (2) 会社は国際電報の伝達のみ取り扱う。
- (3) 会社は直接に電信業務を取り扱うことはできない。
- (4) 会社は海底線のメンテナンスに責任を持つ。損害や中断が発生した場合、速やかに修復しなければならない。
- (5) 中国の電報料金配分率を上げる。
- (6) 国内または国際的な重大事件が発生した場合、国民政府は人員を派遣して検査監視あるいは一時的に接收する権利を保留する。

(7) 以上の諸措置の存続期間は2年とする。

表1 中国と大北、大東の契約概要

	契約日	借金額	満期日	利子	内容
①	上海-香港線契約 (大東)	1883年3月30日	1930年12月31日		中国が上海-香港線の陸揚げ、上海における電信局の設置、運用を承認。大東は香港における中国電信局の設置、香港-九龍間陸上電信線を通じての広州への接続を承認。
②	福州川石山線契約 (大東)	1884年10月17日	1930年12月31日		上海-香港線の中継地として、福州川石山への陸揚げ。大東電信局の設置、運用を承認。
③	川石山陸線借用契約 (大東)	1902年10月23日	1925年12月31日		中国は南台-川石山間の陸上電信線を貸し、南台における大東電信局の設置、川石山海底線陸線地との接続を承認。
④	上海陸線借用契約 (大北)	1883年5月19日	1930年12月31日		中国は大北海底線の呉淞への陸揚げを承認、呉淞-上海間の陸上電信線を貸す。かつ上海における大北電信局の設置、運用を承認する。
⑤	アモイ海底線敷設、陸線借用契約 (大北)	1911年9月30日	1930年12月31日		中国は大北によるアモイ-鼓浪嶼間の海底線敷設を承認、鼓浪嶼陸揚地と大北電信局間とアモイ海底線陸揚地と中国電信局間の陸上電信線を貸す。
⑥	上海呉淞-宝山間埋設ケーブル借用契約 (大北、大東)	1914年8月3日	未定		
⑦	通信特許契約 (大北)	1899年3月6日	1930年12月31日		双方の認可を得る場合を除き、他国が中国の沿海部または島などにおいて海底線を敷設し、陸揚げしたり、中国の電信線と接続したりすることを認めない。旅順に至るロシアの海底線はその限りではない。日本の台湾-福州線は台湾に発着する電報のみを取り扱う。
⑧	通信特許契約 (大北、大東)	1913年12月22日	1930年12月31日		双方の認可を得る場合を除き、他国が中国の沿海部または島などにおいて海底線を敷設し、陸揚げしたり、中国の電信線と接続したりすることを認めない。
⑨	上海芝罘大沽線借款合同 (大北、大東)	1900年8月4日	1930年12月31日	年5分	借金を返済するまで、海底線の管理、運営権は会社が有する。
⑩	上海芝罘大沽線借款合同 (続)	1900年10月26日	1930年12月31日		海底線の管理、運営権は会社が有する。上海、芝罘、大沽にて会社は公衆業務を取り扱う権利を有する。
⑪	上海大沽間サブ海底線借款合同 (大北、大東)	1901年2月9日	1930年12月31日	年5分	海底線の管理、運営権は会社が有する。
⑫	大沽天津北京キャプタ間陸線借用契約 (大北)	1900年10月26日 1902年10月22日改訂	1925年12月31日		電報伝達のため、中国は大沽キャプタ間の陸上電信線一線を無償で大北に貸す。ただ会社は、天津、北京において公衆電報を直接に取り扱う権利を持たない。
⑬	北京キャプタ間陸線借用契約 (大東)	1902年10月22日	1925年12月31日		電報伝達のため、中国は北京キャプタ間の陸上電信線一線を無償で大東に貸す。ただ会社は、北京において公衆電報を直接に取り扱う権利を持たない。
⑭	電報料金前払い契約 (大北、大東)	1911年4月10日	1930年12月31日	年5分	中国が毎年取得する電報料金を充当した電信借款、鉄道事業と交通銀行事業に使用。
⑮	電報料金契約 (大北)	1897年5月13日	1930年12月31日		中露間往來電報について、海底線と陸上電信線経由の首尾料は同一にする。
⑯	電報料金合併計算契約 (大北、大東)	1896年7月11日	1930年12月31日		中国と欧米諸国の往來電報について、その料金はすべて共同収入に計上し、中国電報局と両社にそれぞれ3分の1を分配する。
⑰	電報料金合併計算契約 (続)	1905年4月6日	1930年12月31日		中国の分配率は独逸電信会社が開業するまでは13.54%とし、開業後は12.38%となる。
⑱	電報中継料計算契約 (大北、大東)	1914年7月9日	1930年12月31日		

出典：「中国与大東大北両電報公司所訂不平等契約一覽表」（中央研究院近代史研究所所蔵外交部檔案 345/0001「国際電信交渉」）、「交通部擬具解決大東北全案辦法請鑒核呈稿（1929年4月30日）」『中華民国史檔案資料匯編第5輯第1編 財政經濟（9）交通郵電（1927-1937）』664-75頁より作成。

ここで2年間と設定したのは、期間中に国際無線通信及びソ連、仏領インドシナの国境陸上線接続回路を整備し、海底線に対する依存度を下げる狙いがあったためである。そして、2年後に大北、大東両社が海底線を国民政府に譲渡しない場合、強制的手段で接収すること、または営業停止させることも視野に入れていた。

1920年代の半ばごろから、真空管製造技術の進歩により高出力の短波通信機が製作され

始め、コストが比較的安く、遠距離通信に適合する短波通信技術は、従来の長波通信にかわって国際無線通信の主流になっていた。国民政府はこの技術革新の流れに乗って、上海に大無線局を建設するため、1928年から29年にかけてアメリカ、ドイツ、フランスの通信会社と相次いで設備購入や技術協力の協定を締結した⁽⁹⁾。上海を中心とする国内・国際無線通信網の構築を積極的に推進する国民政府の取り組みは、海底線協定の改定への強気な姿勢を下支えしたとも考えられる。

行政院は1929年5月24日の第24回会議において、この交通部の案を採択したが、両社との契約改定において、最も重要なのは53万ポンドの電信債務返済問題であった。この借金を整理、償却するため、交通部は上海大無線局の電信収入を担保とし、年利7分で、10年間総額1,000万元の電政公債を発行する計画を立てた⁽¹⁰⁾。その用途は、4割が借款返済、3割が国内有線電信の整備、3割が国際及び国内無線局の建設費への充当であった⁽¹¹⁾。

そして、両社との諸契約が1930年末に満期になることを控え、1929年12月16日に、交通部電政司長^{そうちかん}長^{ごなんじよ}莊智煥(1900-78)⁽¹²⁾を委員長とする国際電信交渉委員会が設立され、外交部欧米司帮辦^{ていらい}吳南如、財政部公債司長鄭^{ちんえいそう}萊がそれぞれ副委員長に就任し、交通部幹部の^{よそくしよう}聶^{さしやうん}傳^{じようでんじゆ}儒、王^{おうほぎ}輔^{かくせいこう}宜、郭^{ちんえいそう}世^{よそくしよう}鏞、陳^{さしやうん}永^{じようでんじゆ}湊、余^{ちんえいそう}則^{よそくしよう}照、沙^{さしやうん}曙^{じようでんじゆ}雲などが委員として参加した⁽¹³⁾。これらのメンバーのうち、莊と聶は南洋公学の電機科卒で、ともにフランス留学の経験を持つ電信の専門家であり、郭と余は元北京政府交通部幹部で、利権回収に対する積極的態度の持ち主であり、沙は外国電信会社との電報料金決算の洋帳処総管であった。また吳と鄭のような外交、財政関係者を加えたことで、国民政府は両社と本格的な協議に取りかかる態勢を整えたとも言えよう。

このように電信利権の回収に意欲的であった国民政府に対し、大北、大東、商業太平洋ケーブル社の三社は1930年1月上旬に上海の英字新聞に共同声明を発表し、海底線売却の風説を否定し、国民政府による海底線買収の申し出はなく、会社側も売却の計画がないと言明し、各国と連絡する海底線の技術、経済、政治上の重要性に鑑み、中国の国際通信を無線のみに依存する考え方は誤りだと指摘したうえで、満期を迎える契約の改定については、十分な議論を経て、各方面を満足させる協定の成立を目指す会社の方針を表明し、国民政府を牽制しようとした⁽¹⁴⁾。

その後、交通部が1929年12月30日に発した契約改定の通告に対し、1月17日に大北、大東両社は回答文を送り、満期後の対処をめぐり、代表を派遣して協議すると応じる一方、清朝政府の許可により、陸揚権を永久に保有するとの持論を述べた⁽¹⁵⁾。両社の返答に対し、交通部は国際電信交渉委員会の会合にて、両社代表との協議を承諾すると同時に、いわゆる永久陸揚権の要求を拒絶し、十分な準備を整えたうえで、会社の性質及び契約の時効を根拠として、断固たる処置をとり、外交問題に引きずり込まれないように解決することを決定した⁽¹⁶⁾。

第二節 1930-31年の国民政府と大北の交渉

この通信協定の改定をめぐる交渉は、1930年3月から本格化する。大北と大東両社の代表は、それぞれ極東地域の総経理バーンソン Jesper Jespersen Bahnson (1875-1962)⁽¹⁷⁾ とプロクター W. D. Proctor が務めており、商業太平洋ケーブル社の代表は本社の副社長デューガン William J. Deegan と総監督のドッド Mayand Dodd であった。

3月27日に、南京での交通部と大北の初会合において、莊智煥は呉淞^{ごしやう}と鼓浪嶼^{ころうしよ}における大北海底線の陸揚げ、陸線借用の期限、通信独占権の取り消し、露中電報料金均等契約の諸問題を挙げ、満期後に協定を改定するよう求めた⁽¹⁸⁾。バーンソンは本社の指示を待つて具体的討議に入りたいと応じ、大東との連合会議を申し入れたが、交通部はあくまで大東と関連する事項に限っては認めるものの、その他の場合は連合会議を行わないと拒否した。そして、4月4日と4月7日に、交通部はそれぞれ大東会社と商業太平洋ケーブル社と会談し、同じ趣旨を伝えた。

この三社のうち、大北は上海—長崎—ウラジオストク線により欧中間の通信を行い、協定の改定により、業務経営への影響が最も大きかった。大東は上海—香港線によりヨーロッパとの通信を行っていたが、中国線はインドなどの植民地につながるグローバル通信網の一つに過ぎず、受ける影響は大北ほどではない。一方、商業太平洋ケーブル社は中国における国際通信の特許権や電信借款などに関わっていないため、大北、大東のような複雑な権益を抱えていなかった。従って、三社は協定の改定により自社の権益を最大限に守るという共通の目標を持っていたにもかかわらず、交渉のスタンスは微妙に異なっていたところがある。国民政府はそこに目をつけて、最初から三社を分断して協議を進めようとしたが、三社とも本社の指示を得るには時間がかかるとして公式協議の日程を遅らせたため、結局連合会議に応じざるをえなくなった。

第1回の会合以降、1930年12月までに交通部と大北、大東、商業太平洋ケーブル社との公式な連合会議は4回しか開かれておらず、交通部の報告では、協議の難航は会社側の意図的な引き延ばしの方針によるものとされているが、実際は莊智煥、財政部内外債整理委員会秘書長曾宗鑑 (1882-?)⁽¹⁹⁾らの関係者が水面下で会社側と複数回の非公式協議を行い、交渉の成り行きにも大きな影響を及ぼした。以下ではその非公式交渉を記録した大北の企業文書をもとに、関連の新聞記事も併せて参照し、この交渉において、国民政府がどのように利権回収を行ったか、及び会社側はいかに自分の権益を守ろうとしたかについて明らかにしたい。

3月末に大北と会談したあと、莊智煥は5月9日にバーンソンとの非公式な会合で初めて会社側の草案を受け取った。莊は会社の提案を委員会で審査するとしながら、協議において最も困難な問題二点を挙げた。第1点は、電信の送受権 (public dealings) である。莊は電信主権の回収は国民政府の政策だと強調し、少なくとも「名目上のコントロール権」

が必要で、かつ重要なのが「政府の面子をたてる」ことだと示唆した。第2点は、会社が陸揚げしている厦門、福州線と中国電信局との競合関係である。荘は日本との電信協議を引き合いに、中国国内のケーブルが会社に継続運用されることは困難であると述べた⁽²⁰⁾。

荘の意向を踏まえて、バーンソンは本社の認可を受け、電信の送受権に関し、次の4つのステップで国民政府と交渉する方針を確定した⁽²¹⁾。

- (1) 利権回収運動に応じ、国民政府は名義上電信の送受権を取り戻したあと、会社のシステムにより、電報を送受信するライセンスを発行する。
- (2) 必要な場合に、中国電信局は電信送受権に関する部署を設け、会社によって実際の運用を行う。
- (3) 国民政府が送受権に関わる場合、部分的に電信のコントロール権の譲渡が可能であり、電信サービスの満足度、速度、正確さを維持するために、政府側の代表が持つ検査権などを有名無実化する。
- (4) 最悪の場合、送受権が国民政府に接收される。

しかし、5月28日に荘智煥は大北会社に照会を送り、会社側の陸揚権と電信送受権に関する案が国民政府の政策及び交通部長の原則と大きくかけ離れており、審議できないとしたうえで、提案の再修正を求めた⁽²²⁾。そして、6月18日の大北、大東両社と国際電信交渉委員会との第2回会合において、荘智煥は陸揚権について、22条からなる新たな提案を両社に提示した。その内容の要点は以下の通りである⁽²³⁾。

- (1) 陸揚権のライセンス期限は交通部長により定められる。
- (2) 海底線の陸揚げと敷設は交通部の認可と配分を受けなければならない。変更または撤去する場合は交通部の批准を必要とする。
- (3) 中国国内において、海底線経由で伝達される電報の送受信は、交通部の職員により取り扱われる。
- (4) ライセンスの有効期限内において、海底線による電報料金を増減する場合、交通部の認可を得なければならない。
- (5) 会社の海底線システムにより中国の公電を伝達する場合、料金を少なくとも通常電報の半分に以下にする。会社が他国の政府にこれ以上の優遇を与えた場合、中国政府も同様の待遇を享受すべきである。

バーンソンは、この提案は陸揚権の有効期限や首尾料⁽²⁴⁾などの事項について「拘束力のある規定」がないため、受け入れがたいと表明した一方、大北本社の指示に基づいて、協定の条文をめぐる国民政府との協議を始め、8月に通信協定の改定案を荘に渡した⁽²⁵⁾。

そして、8月26日に交通部は大北など三社と南京で第3回の会合を開いた。そこで、荘は通信協定案について、主に次の6点を提示した。

- (1) 陸揚権と通信協定の存続期間はともに5年間とする（最大10年間）。
- (2) 陸揚地から会社の電信局までの地下線は完全に中国政府の管理に置かれるが、会社の利用権を認める。
- (3) 会社の電信送受権を認めない。
- (4) 中国は自国の電報首尾料について完全なる決定権を持つ。
- (5) 中国政府の管理者は伝送ルート^{②6}を明記していない電報に対し、伝送ルートを指定できる。
- (6) 協定は中国語を正文とする。

また、大北、大東に対し、荘智煥は追加の2項目を提出し、1931年より大戩山^{だいしゅうざん}、川石山、鼓浪嶼に陸揚げしている両社の電信線、及び両社が借用している北京、天津の電信局、そこから大沽^{ターク}への接続線を中国に引き渡す必要があると伝えた。これらの交通部の要求に対し、会社側は第(1)項の有効期限を最低20年間とすることを主張し、第(2)項と第(3)項に対しては異議を申し立て、第(4)項と第(5)項については原則同意とし、追加の項目については、「技術上の理由」から、今後の協議に委ねるとして結論を持ち越した^{②6}。

さらに、電報料金配分の改定について、双方とも議論を展開した。荘智煥は上海とそれ以外の内地にそれぞれ異なる配分率を導入すべしと主張し、欧中間、欧米間の首尾料分は1字1フランにするよう求めた。バーンソンとディーガンは欧中間が40サンチーム、米中間が45-50サンチームを提案したが、荘は両線路とも最大90サンチームまでしか譲らなかつた。一方、日中間の首尾料について、荘は上海が30サンチーム、その他の内地が60サンチームと提示したが、バーンソンがそれぞれ15サンチームと30サンチームと主張したことを受け、上海25サンチームと内地50サンチームに案を改めた。そして、マニラ方面との通信について、荘は日本と同率を要求したが、ディーガンは上海15サンチームと内地35サンチームと応じ、最終的に内地を50サンチームとすることで決着した^{②7}。

こうして、8月の第3回共同会合において、中国の電信主権を尊重するという大きな原則のもとで、具体的実施、管理方法の相違について再協議された一方、いくつかの点で双方が合意に達し、その進展ぶりが新聞に報道された^{②8}。しかし、交通部側のアプローチや議論の仕方から見れば、会社側の最低ラインを探り出そうとする意図が垣間見える。バーンソンは、荘の上記の8点(6点と追加の2項目)の要求は陸揚権ライセンスと通信協定を協議する上での取引材料だと見なし、会社に早急に返答するよう迫ることでこちらの出方を窺っていると気づき、中国側がすべてのカードをテーブルの上に置いてこそ、決断可能だと述べた。そして、本社への報告には欧中間料金の分配率の協議において、荘が提示し

た取り分については「とても真剣に言っているとは思えない」と述べている⁽²⁹⁾。

南京会合が終わって1週間後、曾宗鑑はバーンソンを訪ねて、王伯群の承諾を口頭で得たとして、下記の条項についてバーンソンに打診した⁽³⁰⁾。

- (1) 交通部の両社に対する電信債務は現在のレートで換算すれば500-600万元になる。
- (2) この債務の清算は、3分の1を現金で返済し、残りの3分の2は、交通部が発行する1,000万元の電信公債から相当の金額を、会社が引き受ける。
- (3) 会社が同意する場合、国際電信収入を担保として、中国の銀行は融資残高を受け入れる。
- (4) 上記の条件で会社の異議がなければ、交通部長は協議中の問題について円満な対策を図る。

バーンソンは本社に対し、これが「長らく期待していたチャンス」だと述べ、王の提案を受け入れて有利な通信協定を結ぶようにと進言した。また、重要視されていた電信送受権の問題について、王伯群が公衆に批判されるのを避けるために、特別な方法で妥結する必要があると付け加えた。

この打診により、両社に対する電信債務の整理に悩まされる交通部の姿が浮き彫りになった。交通部は1929年から電信公債の発行を始めており、電政司長莊智煥は度々上海の銀行家に働きかけたが、その引き受け状況は芳しくなく、やむを得ず1930年になって前年度の条例を修正し、年利を8分に上げ、4月1日より同額1,000万元の電信公債を募集することにした⁽³¹⁾。しかし、電信公債の引き受けに関して、金融界の反応はあまり積極的ではなかった。その原因は史料において明らかには言及されていないが、担保とされた国際無線電信収入の不確実性によるものであった可能性が高い。つまり、1930年8月の時点で上海大無線局の完成がすでに遅れており、開業が1930年末にずれ込むことで、利払いが滞る可能性があったからである。さらに、大北、大東を牽制するため、もともと交通部が構想していた中ソ国境陸上電信線接続の試みは、1929年張学良(1901-2001)が東清鉄道の接收をめぐってソ連と衝突し、両国が断交したことによって挫折した。また、電報首尾料の改定を含む外国電信会社との協議は進行中であり、国際電信収入全般に影響を与える各要素の不確実性から、しばらくは様子を見る意識が強く働いたと推測できよう。この厳しい現状に直面して、本来は大北、大東の債務を弁済し、通信主権を取り戻すことを目的に発行した電信公債であったが、担保が不確かで信用性が高くなかったため、引き受け購入が少ないという結果になり、逆に債権者である両社にその公債を引き受けさせようとする皮肉な局面を生じた。

9月15日に、バーンソンは本社の意見に基づいて、両社が交通部長王伯群のプランを受け入れる用意があり、その交換条件として、陸揚権ライセンスと通信協定の会社案の受け

入れ、大沽 — ^{チーフ}芝罘 — 上海線や大沽 — 天津 — 北京 — キャプタ間陸上電信線の継続運用を曾宗鑑に要請した⁽³²⁾。そして、10月4日にバーンソンは莊智煥に修正した会社案を渡し、首尾料の優遇や陸揚地から中国電信局への直通連絡に同意するなどの改善点を挙げて、難航している協議を打開しようとした。そこで、双方は10月中旬に上海で極秘の分科会を開き、協議を再開することに合意した⁽³³⁾。

だが、10月14日に開かれた極秘会談では、主に料金決算に関わる首尾料をめぐり双方は激論し、結局その溝を埋めることができず、交渉は決裂した⁽³⁴⁾。中国は協定締結のハードルを下げることで会社側の「見返り」を誘い出す狙いだったが、会社側の強硬姿勢により期待が外れた。ただ、中国が首尾料について譲らなかった背景には、すでに裏で商業太平洋ケーブル社より同意を取り付けていたことがあった⁽³⁵⁾。のちのバーンソンの報告は、それが交渉失敗の一因であると指摘し、交通部が商業太平洋ケーブルを取り込んで三社を分断することを警戒し、ディーガンを説得して三社が足並みを揃える必要があると訴えた⁽³⁶⁾。

この協議の決裂をうけて、王伯群は会社側が最小限の条件にすら応じないことを理由に、曾宗鑑を通じて電信公債募集案の撤回を大北に伝えた。そして、王は協定を改定するのに最も重要な二点が首尾料と電信送受権であり、特に後者については、各方面が納得できる措置を講じる必要があると強調し、会社側の譲歩を促した⁽³⁷⁾。

交渉の決裂に深く失望した大北会社も、本社から次の点で譲歩し、協議再開に取り組むよう指示を受けた⁽³⁸⁾。

- (1) 陸揚権ライセンスと通信協定の期間を15年間にする。
- (2) 欧中間の首尾料は上海35サンチーム、内地60サンチームで交渉を試みる。
- (3) 上海における電信送受権について、形式的「看板」として中国人検閲官の導入を認める。
- (4) 誠意を示すため、福州、廈門電信局のすべての通信業務を中国側に引き渡し、電信送受権を求めない。

そして、1930年11月5日と6日に南京で行われた第4回の共同会合では、莊智煥は会社の新提案に一定の譲歩を認めながらも、政府の検閲官を形式的とする扱いが不十分とし、少なくとも名目上、電信を送受するスタッフを国民政府の管理下に置く必要があると述べた。新聞では、今回の会合について三社の譲歩を報じたが、実際に具体的な結論には至らなかった⁽³⁹⁾。だが、会合の前に王伯群は曾宗鑑を通じて、電信送受権と首尾料の件について、彼自身が週末に上海にて三社の代表と秘密会談を行うことをバーンソンに伝えた⁽⁴⁰⁾。今までの仲介役を介した協議とは異なり、交通部長が自ら前面に出て、直接に意思疎通を行ったのは、協定満期日まで2ヶ月を切り、交渉の難渋に対して焦りが出た結果であろう。

11月9日に王伯群は側近の郵政貯金匯業総局長劉書蕃(1880-?)⁽⁴¹⁾を連れて、バーンソン等三社の代表と極秘会談を行った。王は電信送受権に関する会社の提案が自分の要求を満たさなかったと指摘する一方、陸揚権ライセンスの存続期間は10-20年間が可能だと話した。また、大北が1929年の通信実績に基づき、先の南京会合で提示した首尾料を試算する場合、年間85.5万フランの収入増が可能と説明し、さらに優遇条件で100万フランに増加可能だと示唆した。最後に王は自分が上海に短期滞在しかできないため、具体的なことについては劉を通して極秘に連絡すると約束した⁽⁴²⁾。また、その翌日に、王は自分の解決案を次の4点にわけて大北に伝えた。

- (1) 電信送受権の打開策として、国民政府は監督を派遣して、大北等三社と日本電信局の業務を統轄する。
- (2) 上海と欧州、アメリカ間の首尾料はそれぞれ50サンチーム、55サンチームに設定する。
- (3) 電信債務の整理について、400万元は会社に同額の電信公債を引き受けさせ、残りの分は現金で返済する。
- (4) 現在の協定を修正したうえで、大沽—芝罘—上海線及び大沽—天津—北京—キャプタ間の陸線の運用を大北に委任することが可能である。

バーンソンは中国人監督の権限は会社のスタッフを上回ることができないと主張し、第3項の電信公債と第4項の継続利用とを結びつけたいと主張する一方で、首尾料のことは会社の案を超えているとして、さらなる協議を求めた⁽⁴³⁾。

しかし、こうして交通部首脳と会社側が接近するなかで、各地の電信職員組合は会社に対する妥協を非難し、攻撃の矛先を交渉の首席代表である莊智煥に向けた。11月16日と17日に、天津電報局と河北省電信職員組合は公電を発表し、莊智煥と会社との秘密交渉を問題視し、その陸揚権と電信送受権を認めようとしたことは利権喪失につながる行為であり、今までの電信自主権を取り戻す努力を台無しにするものであると批判し、莊智煥の更迭と電信利権の挽回を訴えた⁽⁴⁴⁾。このような批判の声が高まるにつれて、王伯群の態度にも変化が現れた。11月22日に、劉書蕃はバーンソンと面会し、大北の提案は受け入れられないとし、実質的電信送受権を要求した。そして、莊が攻撃を受けたことにより、彼の主導のもとで仮に会社と協定を締結しても批判を招く可能性が高くなったため、11月末に交渉の首席代表を交通部常任次長韋以輔^{いほ}に交代することになった(莊智煥は対日交渉のため、国際電信交渉委員会にとどまった)⁽⁴⁵⁾。

第三節 新しい通信協定の成立

諸外国電信会社との協定の有効期限が残り1ヶ月を切り、王伯群は12月2日の國務會議にて、交渉の進捗状況を報告し、協議がまとまらない場合、政府が海底線の使用を遮断する強硬手段をとることは外交、財政、経済、金融にマイナスの影響を与えると指摘し、引き続き交渉を行う方針を表明した。その場において、交渉の進展について、財政、外交、交通の三部長で審査することが議決された⁽⁴⁶⁾。

荘が事実上更迭された後、12月3日に三社と韋以黼は南京で共同会合を開いた。その重点は、4時間近く議論に費やした電信送受権である。韋は政府と会社が受け入れる両全の方法を見出す必要を強調し、大北に与えた権限はサービスに関わる助言やスタッフの推薦などであり、会社の業務展開にあたって自由に勧誘活動を行うことも可能だと伝えた。また韋は非公式にバーンソンに、政府と会社の共同管理案の可能性についても打診した⁽⁴⁷⁾。

国民政府側の態度を軟化させるため、三社は自国の公使を訪ね、政府のバックアップを要請すると同時に、行政院副院長兼財政部長宋子文のような国民政府の影響力ある人物に接近して、協議を前進させようと考えた。そこで、12月4日に宋子文はディーガンとの会見に応じ、電信送受権を取り扱う従業員は国民政府により雇用されるが、会社により推薦できるという案を提示したが、ディーガンは協定締結の最終条件はあくまで会社が従業員を管理する権限を持つことであると強調した。また、宋は電信債務の話に触れ、大沽—芝罘—上海線を中国に返却する場合、電信送受権の協議に有益になるかもしれないと示唆した⁽⁴⁸⁾。

一方、韋以黼による電信送受権に関する共同管理案に対し、大北本社は現在のサービス効率の維持と独立した送受信管理システムが保証される条件で、受け入れ可能と返答した。また、陸揚権ライセンスの期限について、国民政府に歩み寄った形で妥協可能であり、さらに、電信送受権の維持を前提に、できるだけ大沽—芝罘—上海線と大沽—天津—北京間の陸線を継続運用するが、必要な場合、それを放棄してもいいという方針が示された⁽⁴⁹⁾。ここでも必死に送受信のコントロール権を守りたいという大北会社の姿勢を看取できる。

ところが、12月9日から12日にかけて行われた会合では、大沽—芝罘—上海線を中国に返却する際に、大沽、天津、北京にある大北、大東両社の電信取扱所を撤廃することに合意したが、送受権、首尾料及び福州、厦門における両社の電信局の処置をめぐる協議は依然として難航した⁽⁵⁰⁾。11日の会談において、会社のスタッフは交通部の監督の指示に従うべしとの韋以黼の主張に対し、バーンソンは強く反対し、実質的な電信送受権を放棄するならば、交渉の決裂も辞さない構えを見せた。バーンソンが柔軟姿勢で対応しようとする本社の方針に敢えて逆行するような行動をとった背景は、ディーガンがすでに宋子文に国民政府の提案に同意する手紙を送ったという情報を把握し、三社の足並みが乱されることに強い危機感を抱いたことがあった⁽⁵¹⁾。

この行き詰まった局面を打開するため、交通、外交、財政三部長の審議と第3次国務会議の可決を経て、中国側は以下の方針で軌道修正を行った⁽⁵²⁾。

- (1) 陸揚権ライセンスの期限を10年間または10年以上認める。
- (2) 首尾料について、国際基準に照らして、最低限会社が欧米諸国に与えた待遇に準ずる。
- (3) 電信送受権については、日本、フランス、英、米など各国の状況を参照し、中国の実状を踏まえ、交通部は国際電信局を創設し、海底線の運営を管理する専門部署を設ける。また、電報をより効率的に検閲するため、その一部の職員は会社の推薦を経て、局長に委任される。

また、会社側との妥結点を探るため、王伯群、劉書蕃、曾宗鑑とバーンソン、プロクター、ディーガンは12月20日と21日に秘密会合を開き、長期間にわたり議論を交わした。まず、電信送受権について、王は国際電信局の仕組みを説明し、海底線の各社に対応する主任（交通部の派遣）と主任補佐（会社の推薦）は共同ですべての事務を管理し、電信業務の効率性を確保する。電報の送受信を取り扱う一部のスタッフは、会社の推薦を経て、交通部に雇用される。バーンソンは、会社の全面管理が実現困難な状況で共同管理を受け入れる態度を示し、会社がすべての電信収入を直接に受け取る条項の盛り込みや細かい文言の調整を求めた。次に首尾料について、双方は主要な欧中、米中間の取得分について合意し、日中間やフィリピン方面に関しては再協議することとした。また、大北、大東両社は福州と廈門の電信局にも上海と同様の電信送受権を求めたが、中国側は日本と満州の電信問題を協議する際に支障が出ることを懸念して拒否した⁽⁵³⁾。

この秘密協議において、双方は大きな山場を越えて大筋で合意に達し、12月26日からの公式協議はそれらの条項を追認する形となった。30日の国務会議の承認を経て、交通部はぎりぎり31日に三社と海底線協定の交渉大綱を締結した。その具体的内容は下記の7条からなる⁽⁵⁴⁾。

- (1) 陸揚権ライセンスと通信協定の期間は、1931年1月1日より14年間とする。
- (2) 協定期間において、中国政府は陸揚地から各社の電信取扱所までの地下接続線を貸与し、この接続線の管理とメンテナンスは、会社側が責任を持つ。
- (3) 電報の送受信を管轄する主任は、交通部より派遣し、主任補佐（外国籍可能）は、会社の推薦を経て交通部に雇用される。送受信やその他の重要事項に関して、主任と主任補佐は共同で管理し、意見が異なる場合、通信協定に規定される仲裁条項に基づき解決する。
- (4) 首尾料について、欧中間上海35サンチーム、内地60サンチーム、米中間上海45サ

ンチーム、内地 70 サンチーム、露中間上海 20 サンチーム、内地 50 サンチーム、フィリピン方面上海 20 サンチーム、内地 50 サンチーム、南洋方面上海 25 サンチーム、内地 50 サンチームで合意する。

- (5) 中国における各社の電信局は自社の看板を取り下げ、中国電信局の看板を掲げる。
- (6) 電報用紙は中国政府の指定様式に従い、各社を経由するルートを記入すべきである。
- (7) 職員や電報配達員の制服などはすべて交通部の様式に変更する。

この交渉大綱に対し、大北本社が「困難な状況のなか、期待どおりの結果を得られて非常に満足している」とパーソンズの努力を評価している一方⁽⁵⁵⁾、国民政府の立場から見れば、交通部が 1929 年 4 月に掲げた電信主権回収の方針から大きく後退したと言わざるを得なかった。北京、上海の各団体の労働組合は、利権回収が空論となったとして交渉大綱に反対し、再交渉を訴えた⁽⁵⁶⁾。また、交渉責任者の莊智煥が 3 月に監察院から「国民党外交及び電信自主の政策、及び交通部の既定解決案に違反し、職責を果たさず利権を失った」と弾劾を受けた⁽⁵⁷⁾。こうした状況のなかで、交通部は 1931 年 3 月に三社との通信協定の仮契約と日本との上海—長崎線、青島—佐世保線の仮契約をともに行政院に提出したが、海底線の諸契約が莊智煥の弾劾案と関連したために審議が滞り、11 月になってようやく孔祥熙、陳果夫、邵力子、邵元沖からなる委員会の審査を経て、12 月の第 20 次常務会議において、国民政府は交通部が各方面と協議した協定案及び交渉大綱を認可し、締結を批准した。その一方で、莊智煥は職責失当の理由で免職され、2 年間再任用停止の処分を議決された⁽⁵⁸⁾。

しかし、満州事変（1931 年 9 月-32 年 3 月）や第一次上海事変（1932 年 1-5 月）など日中関係の緊張によって、結局日中間の海底線通信協定は締結されず現状維持のままになった。大北ら三社は、上海にある日本電信局が送受権を有していることを理由に、通信協定にある電信送受権の引き渡しを見送るよう国民政府に要請した。交通部は度重なる交渉を行い、また英米、デンマークの公使を通じて、電信送受権を取り戻したあと、会社の現有業務の効率化を維持し、会社の営業利益を損ねない保証を与えた。1933 年 4 月 5 日に交通部は 1931 年の仮契約をもとに、大北、大東、商業太平洋ケーブル社と新たな通信協定を締結し、5 月 1 日より三社の電信取扱所を正式に接收した⁽⁵⁹⁾。

三社との新しい通信協定により、これまで 50 年にわたって国際通信が外国電信会社に独占されていた体制に終止符を打ったのは重大な意味を持つことであった。特に、海底線陸揚権や通信特許権の取り消し、電信送受権の回収、電信収入分配率の改定、大沽—芝罘—上海線の回収などの面において、一般的に肯定的な評価が多かったが⁽⁶⁰⁾、送受権の回収は名目上に過ぎず、首尾料を上海と内地にわけることは中国にとって必ずしも利益をもたらすとは限らないなどとする手厳しい意見が現れており⁽⁶¹⁾、通信協定の具体的条項をめぐる賛否が論戦の焦点にもなった⁽⁶²⁾。

おわりに

本稿では、1930年末に満期となる海底線通信協定の改定に向けて、大北等の電信会社に対する国民政府の交渉を考察し、国際通信特許権の廃止と電信主権の回収を目指した中国政府の試みとその挫折を解明した。そこからは国民政府と大北をはじめとする各電信会社との相互作用について、以下のいくつかの特徴が見られる。

まず、大北などの電信会社が持っていた通信特許権や陸揚権に対し、国民政府は交渉前に政権内部において取り消すべきだという共通認識が形成されつつあり、三社の電信取扱所の存続を認め、中国側の監督管理を強化しようとした。一方、会社側は特権の放棄を交渉カードとして、名目上「主権回収」の訴えに応じる形で従来の権益を確保することを考えた。そこで争点に浮上したのが、電信送受権をめぐる協議である。国民政府は送受権の回収を電信主権回収の目玉と位置づけたが、会社側はあくまで実質的送受権を手放すつもりはなかった。そして、交通部は大北、大東両社に対し、多額の電信債務を抱えており、それを返済するための電信公債の発行も不調に終わったため、有力な手を打てなかった。足元を見られた国民政府は、会社側の周到な根回しにより、終始強い姿勢に出られず既定方針の変更を余儀なくされた⁽⁶³⁾。

次に、交渉においては、もう一つの焦点である首尾料の改定をめぐる、海底線技術と無線技術の競合要素が浮かび上がってくる。交通部は旧合併計算方法によりもたらす不利益を解消するため、荘が両社に対して述べたように「中国は他国の政府と同じように平等に扱われることを期待している」と強調し⁽⁶⁴⁾、電報料金収入の取り分を増加する狙いだった。ただ、当時上海大無線局の建設を着実に進める国民政府に対し、大北会社はずっとその動向に関する情報などを丹念に収集し、電信業務が奪われることを危惧していた。そのため、首尾料の改定に応じる代わりに、無線電報と有線電報の料金を同一の水準に設定するという交通部の保証を取り付けた⁽⁶⁵⁾。しかし、無線技術が普及するなか、国民政府は次々と欧米、日本などの主要国と無線通信協定を締結し、無線通信網の構築をより重視する姿勢が鮮明になっていた⁽⁶⁶⁾。

最後に、この電信協定改定の交渉においては、技術官僚としての荘智煥が、公式の場での専門的条項の協議や非公式の場での折衝にあたって重要な役割を果たしたが⁽⁶⁷⁾、利権回収を強く求めるナショナリズムの高揚や、国民政府内部の政治的駆け引きによって交渉の「犠牲者」ともなった。本稿で明らかにしたように、電信協定をめぐる対外交渉において、国民政府内部の政策決定過程は非常に複雑な様相を示しているが、専門性を持つ中層レベルの官僚は無視できない存在であった。当時の交通部には、荘のような技術官僚が多数いたが、その専門家グループがどのような役割を果たし、さらにその専門性がどのように政策の決定過程に影響を及ぼしたかについては、稿を改めて論じたい。

〔注〕

* 一次史料中の漢字の旧字体、ならびに中国語文献の簡体字は、引用にさいし原則として新字体に改めた。

- (1) 中国においては、海底線敷設・運用の認可、海底線を地上に引き揚げて運用する陸揚権の認可、国際通信独占権の付与など複層的意味を持った通信特許権はそれぞれ異なる時期に大東、大北に与えられたが、淡水—川石山線せんせきさんの買収による日本の強引な海底線の陸揚げを阻止するため、1899年に中国電報局が両社と締結した独占的国際通信特許権を承認する契約は、のちに中国の対外通信にとって大きな桎梏にもなった。この淡水—川石山線をめぐる日中交渉については、林於威「閩臺海底電線與中日交渉之研究（1895-1904）」（国立政治大學臺灣史研究所碩士論文、2010年9月）、貴志俊彦「植民地初期の日本—臺灣間における海底電信線の買収・敷設・所有権の移轉」（『東洋史研究』第70巻2号、2011年9月、299-333頁）などがある。
- (2) 郵電史編輯室編『中国近代郵電史』北京：人民郵電出版社、1984年10月、180-81頁。
- (3) 日中間の上海—長崎線（日本政府運営）、青島—佐世保線センタオ、淡水—川石山線などに関する契約も1930年末に満期となるので改定する必要があり、大北が中国において持つ通信特許権が継続する場合、日中間の通信にも影響を与えるため、日本側はこの交渉に多大な関心を払い、逋信省の文書には『申報』など上海現地新聞の関連記事の切り抜きが数多く保存されている。
- (4) 貴志俊彦「日中通信問題の一断面：青島佐世保間海底ケーブルをめぐる多国間交渉のゆくえ」（『東洋学報』第83巻4号、2002年3月、431-55頁。同「長崎上海間「帝国線」をめぐる多国間交渉と企業特許権の意義」（『国際政治』第146号、2006年11月、21-36頁。有山輝雄『情報覇権と帝国日本Ⅱ：通信技術の拡大と宣伝戦』吉川弘文館、2013年8月、第四章「転機としての1930年と対中国通信交渉」。
- (5) 「交通会議通過之審査報告書（三）」『申報』1928年8月22日、第10面。
- (6) 「電政交渉討論会 昨日已告成立」（『申報』1928年11月3日、第4面。「交通部成立電政交渉討論会」（『申報』1928年11月4日、第9面。
- (7) 「交通部擬具解決大東北全案辦法請鑒核呈稿（1929年4月30日）」、中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料匯編第5輯第1編 財政經濟（9）交通郵電（1927-1937）』南京：江蘇古籍出版社、1994年6月、657-75頁。
- (8) 前掲「交通部擬具解決大東北全案辦法請鑒核呈稿（1929年4月30日）」662-63頁。
- (9) 王崇植・惲震『無線電与中国』上海：文瑞印書館、1931年9月、107-09頁。
- (10) 「民国18年交通部電政公債條例（1929年10月26日国民政府公布）」、立法院秘書処編『立法專刊』第2輯、上海：民智書局、1930年1月、288-90頁。
- (11) 「交通部準備發行電政公債」（『申報』1929年11月14日、第7面。「電政公債用途」「電政公債承銷問題」（『申報』1929年11月15日、第7面、第13面。
- (12) 字は仲文、浙江鄞県の人、上海南洋公学電気機械科1920年度卒業生、フランスのパリ高等電気学校に公費留学。1925年に帰国、黄埔軍校通信教官、漢口無線電信局長、交通部電政司長、交通部参事、經濟部企業司長などを歴任した。徐友春編『民国人物大辞典（増訂本）』石家庄：河北人民出版社、2007年1月、1127-28頁。胡瑞行編『交通大学卒業生調査録』上海：交通大学、1932

年4月, 27頁。

- (13) 「交通部国際電信交渉委員会章程 (18年10月19日部令公布) 『交通公報』第87号, 1929年11月2日, 17-18頁。「交通部国際電信交渉委員会成立会記録」 『交通公報』第103号, 1929年12月28日, 27-33頁。1929年12月18日, 駐南京領事上村伸一→外務大臣幣原喜重郎, 機密送第851号「交通部国際電政交渉委員会成立ニ関スル件」, 通信総合博物館所蔵文書, FCA/0076/1-1「対支電信交渉関係情報 (昭和5年上)」。
- (14) “Cable Companies in China,” *The North-China Herald*, 14th January 1930, p. 45.
- (15) 「両海電公司欲保持登陸権」 『申報』1930年1月18日, 第7面。日本は中国との間に長崎—上海線, 佐世保—青島線, 淡水—福州線の運用問題があり, 通信協定が1930年末に満期を迎えるため, 両社と国民政府との協議について極めて高い関心を持っていた。1月23日に上海電信局長嬉野八郎が大北上海支社の総経理バーンソン (後注17参照) を訪問したところ, バーンソンは「中国との契約には陸揚権の規定がなく, 仮に廃止されても陸揚権に影響を及ぼすことは認めがたい」という意見であり, 新聞の記事はプロパガンダに過ぎないため, 中国との協議を焦っておらず, 新協定の成立を楽観視していた。また, 二人は今後も情報交換し, 中国との協議に向けて双方が緊密な連携を取ることで一致した。1930年1月23日, 上海電信局長嬉野八郎→通信省電務局長畠山敏行, 前掲通信総合博物館文書「対支電信交渉関係情報 (昭和5年上)」。
- (16) 「国際電信交渉会駁覆両電公司」 『申報』1930年1月23日, 第7面。「海電合同交渉」 『申報』1930年2月2日, 第7面。
- (17) 最初陸軍に入り, 大尉となり, デンマーク外務省に約1年間務めた後, 1900年に大北会社に入社, 1904年に上海に異動し, 後に極東地域の総経理に任命され, 1933年まで務めていた。彼はキャプテン・バーンソンと呼ばれ, 上海におけるデンマーク人コミュニティのリーダーとして活躍したほか, 手ごわい交渉相手としても知られている。その傲然たる威圧的な態度は, 社内でも恐れられていたという。Christopher Bo Bramsen, *Open Doors: Vilhelm Meyer and the Establishment of General Electric in China*, Richmond, Surrey: Curzon Press, 2001, p. 204. 花岡薫『海底電線と太平洋の百年』日東出版社, 1968年10月, 313頁。
- (18) 「大北水線合同 双方即将会議修改」 『申報』1930年3月25日, 第6面。「大北水線交渉 昨開第一次会議」 『申報』1930年3月28日, 第8面。
- (19) 字は鎔圃, 福建閩侯の人, 1901年に南洋公学卒業後, イギリスに留学し, ケンブリッジ大学で政治経済学を学んだ。帰国後, 外務部主事, 考察憲政大臣随員, 外交部僉事, 駐オーストラリア総領事, 上海浙江地方実業銀行・副行長, 署外交部次長, 関税特別会議代表, 駐スウェーデン兼ノルウェー公使, 国民政府財政部内外債整理委員会秘書長, 鉄道部常務次長などを歴任した。前掲『民国人物大辞典 (増訂本)』2084頁。 *Who's who in China: Biographies of Chinese Leaders*, 5th edition, Shanghai: The China Weekly Review, 1936, p. 235.
- (20) Joint 110, Fra Shanghai direkte, 9th May 1930. デンマーク国立公文書館所蔵大北電信会社文書 Det Store Nordiske Telegraf-Selskab (以下SNTSと略す) 06.7 (Telegrammer Til Og Fra Shanghai) -680.
- (21) Joint 116, joint 117, Fra Shanghai direkte, 17th May 1930. Joint 55, Til Shanghai, 24th May 1930. 前掲SNTS 06.7-680.

- (22) Joint 128, Fra Shanghai direkte, 28th May 1930. 前掲 SNTS 06.7-680.
- (23) Joint 149, joint 150, joint 151, joint 152, joint 153, Fra Shanghai direkte, 21st June 1930. 前掲 SNTS 06.7-680.
- (24) 国際電報を送受する場合、国際電信条約の規定に従い、一語につき通常の料金のなかに、発信及び着信主管庁の首尾料や、場合によっては経由する媒介国主管庁の中継料を含める仕組みになっている。通信省通信局『^(セントペテルブルグ)聖彼得爾堡万国電信条約書附属国際業務規則：里斯本^(リスボン)改正』通信省通信局，1909年，43頁。
- (25) Joint 161, joint 162, joint 163, Fra Shanghai direkte, 28th June 1930. Joint 164, Fra Shanghai direkte, 29th June 1930. Joint 196, Fra Shanghai direkte, 25th July 1930. Joint 210, Fra Shanghai direkte, 9th August 1930. ただ、8月18日には大北は、交通部から会社側の協定案を基準に交渉できないとの照会を受けた。荘の内示によれば、委員会の内部では多くの点について同意できないとしている。Joint 215, Fra Shanghai direkte, 18th August 1930. 前掲 SNTS 06.7-680.
- (26) Joint 226, joint 227, joint 228, Fra Shanghai direkte, 30th August 1930. 前掲 SNTS 06.7-680.
- (27) Joint 230, joint 231, Fra Shanghai direkte, 30th August 1930. 前掲 SNTS 06.7-680.
- (28) 「水線廃約会議 双方意見尚有出入」『申報』1930年8月28日，第7面。「水線廃約会議 一部分已商妥」『申報』1930年8月30日，第8面。
- (29) Joint 229, joint 230, Fra Shanghai direkte, 30th August 1930. 前掲 SNTS 06.7-680.
- (30) Joint 242, Fra Shanghai direkte, 6th September 1930. 前掲 SNTS 06.7-680.
- (31) 「滬銀行界 承銷電信公債」『申報』1930年1月7日，第8面。「国民政府關於頒布民国十九年交通部電政公債条例訓令（1930年3月17日）」，中国第二歴史檔案館編『中華民國史檔案資料匯編 第5輯第1編 財政經濟（4）内外債（1927-1937）』南京：江蘇古籍出版社，1994年6月，75-76頁。
- (32) Joint 250, Fra Shanghai direkte, 15th September 1930. 前掲 SNTS 06.7-680.
- (33) Joint 278, Fra Shanghai direkte, 6th October 1930. 前掲 SNTS 06.7-680.
- (34) Joint 285, joint 286, Fra Shanghai direkte, 14th October 1930. 前掲 SNTS 06.7-680.
- (35) 商業太平洋ケーブル社は、RCA社による米中間の無線通信の開始が近づき、激しい競争が必至となる状況のなかで、早めに国民政府と通信協定を締結することを望んでいたと考えられる。莊智煥が海底線協定の改訂について、複数回にわたってディーガンに単独で協議したい要望を伝えたのに対し、ディーガンは両社との全面的協力関係を優先するため、何ヶ月も前に妥協可能な協議を10月まで引き延ばしたうえに、大北が交渉の場で強く出過ぎて、なんの成果も得られなかったことに戸惑いを見せた。Joint 296, joint 297, Fra Shanghai direkte, 22nd October 1930. Joint 316, joint 317, Fra Shanghai direkte, 29th October 1930. 前掲 SNTS 06.7-680.
- (36) Joint 304, joint 305, Fra Shanghai direkte, 23rd October 1930. 前掲 SNTS 06.7-680.
- (37) Joint 309, joint 310, Fra Shanghai direkte, 24th October 1930. Joint 314, Fra Shanghai direkte, 29th October 1930. 前掲 SNTS 06.7-680.
- (38) Joint 161, joint 162, 608, Til Shanghai direkte, 31st October 1930. 前掲 SNTS 06.7-

680. ただ、本社が作成したガイドラインについて、バーンソンは次回の協議において一気に提示するより、一つ一つ漸進的に取り上げたほうがより効果的だとの意見を上申している。Joint 328, Fra Shanghai direkte, 1st November 1930. 前掲SNST 06.7-680.
- (39) 「水線会議続開 三公司代表表示譲歩」『申報』1930年11月6日, 第6面。
- (40) Joint 335, Fra Shanghai direkte, 7th November 1930. 前掲SNTS 06.7-680.
- (41) 字は劍侯, 福建閩侯の人。1901年福州中西書院卒業。貴州郵務管理局長, 陝西郵務長, 安徽郵務局長, 国民政府交通部郵務司長兼郵務総辦, 交通部郵政貯金匯業総局長などを歴任。劉は王伯群からの信頼が厚く, たとえ郵政のことではなくてもよく相談に乗り, 交通部の首席参謀とも言われていた。前掲『民国人物大辞典(増訂本)』2492頁。中央研究院近代史研究所編『劉承漢先生訪問紀録』台北: 中央研究院近代史研究所, 1997年10月, 69頁。
- (42) Joint 340, Fra Shanghai direkte, 11th November, 1930. 前掲SNTS 06.7-680.
- (43) Joint 341, joint 342, Fra Shanghai direkte, 11th November, 1930. 前掲SNST 06.7-680.
- (44) 「電信交渉 河北電信職工力請收回主権」『世界日報』(北京)1930年11月19日, 第5面。「天津河北電信職工公電譴責汪智煥喪權辱国」『申報』1930年11月20日, 第8面。11月下旬から12月上旬にかけて, 江蘇省・天津・厦門・漳州・福州・東北の各地電信職員組合より, 同様の内容を訴える電報が外交部にも届いている。12月下旬になると江蘇・河北・福建三省の連合代表は南京にて『聯合宣言』を発表し, 行政院, 立法院, 監察院などに請願を行った。「江蘇河北福建三省電信職工会宣言為國際電信交渉問題(1930年12月26日)」, 国史館所蔵外交部檔案「020-010106-0009「中日電信交渉(一)」」。ただ, 福建省電信職員組合の抗議活動は共産党員の指導と活躍によるものであったとされている。林木桂「關於收回福州大東電報公司營業權和川淡水線的鬭争」『党史研究和教学』1984年02期, 52-57頁。
- (45) Joint 362, Fra Shanghai direkte, 28th November 1930. 前掲SNTS 06.7-680. 王の態度が硬直化した理由は, 同時期の日本との通信協定交渉において, 日本が三社と同じような条件を要求してくることを危惧したためであった。Joint 379, Fra Shanghai direkte, 6th December 1930. 前掲SNTS 06.7-681.
- (46) 「行政院訓令 水線交渉事(1930年12月3日)」, 前掲国史館所蔵外交部檔案「中日電信交渉(一)」。「行政院續陳水線電信交渉經過致国民政府密呈(1931年3月21日)」, 前掲『中華民國国史檔案資料匯編第5輯第1編 財政經濟(9) 交通郵電(1927-1937)』682-83頁。バーンソンは3日に曾宗鑑に国務会議の様子を訊ね, 国民政府の姿勢は会社にとって都合がよく, 年末に中国側は思い切った過激な行動を取らないだろうと分析している。Joint 380, Fra Shanghai direkte, 6th December 1930. 前掲SNTS 06.7-681.
- (47) Joint 381, Fra Shanghai direkte, 6th December 1930. 前掲SNTS 06.7-681.
- (48) 12月5日にデンマーク公使カウフマンHenrik Kauffmannも宋子文を訪ねて意見交換を行った。宋子文が曾宗鑑に漏らした感想は, 協議の破局を避けるべきだとする一方, 三社と交通部との公式会談はそれほど役に立たないというものであった。Joint 383, joint 384, joint 386, Fra Shanghai direkte, 6th December 1930. 前掲SNTS 06.7-681.
- (49) 700, Til Shanghai direkte, 6th December 1930. 705, Til Shanghai direkte, 7th December 1930. 前掲SNTS 06.7-681.

- (50) 「水線廢約會議 議定撤消三代辦処」『申報』1930年12月12日, 第4面。「水線會議停頓」『申報』1930年12月14日, 第7面。
- (51) その情報は會議の前夜に曾宗鑑からバーンソンに伝えられた。ディーガンものにそれを承認し, 秘密にしたのは宋の要求によるためだと弁解した。ただ, ディーガンが示した最大限の譲歩は電信送受権にかかわる中国人監督役の設置を認めることであり, それも大北と大東の方針であったが, 両社は切り札として最後に使うべきだと主張した。Joint 402, Fra Shanghai direkte, 13th December 1930. Joint 408, joint 417, 1027, Fra Shanghai direkte, 16th December 1930. 前掲 SNTS 06.7-681.
- (52) 前掲「行政院縛陳水線電信交渉經過致国民政府密呈 (1931年3月21日)」683-84頁。
- (53) Joint 423, Fra Shanghai direkte, 20th December 1930. Joint 425, joint 426, joint 427, joint 428, Fra Shanghai direkte, 22nd December 1930. 前掲 SNTS 06.7-681.
- (54) Joint 1, joint 2, joint 3, joint 4, joint 5, Far Shanghai direkte, 1st January 1931. 前掲 SNTS 06.7-681. 「大東大北水線交渉大綱 昨日議定簽字」『申報』1931年1月1日, 第11面。
- (55) 4, Til Shanghai direkte, 2nd January 1931. 前掲 SNTS 06.7-681.
- (56) 「河北電信職工再電力爭電政主權」『世界日報』(北京) 1931年1月8日, 第3面。「本埠各工団發表糾正電信交涉宣言」『申報』1931年1月26日, 第13面。
- (57) 「本院呈国民政府文 彈劾交通部前電政司長莊智煥由 (1931年3月11日)」, 「莊智煥更訂大東大北太平洋等公司水線合同喪權辱国案」, 監察院編『監察院公報』第1期, 1931年5月, 112-14頁, 157-66頁。「本院呈国民政府文 續呈劾莊智煥由 (1931年4月23日)」, 「續莊智煥更訂大東大北太平洋等公司水線合同喪權辱国案」, 前掲『監察院公報』第2期, 1931年6月, 53-60頁, 97-105頁。莊自身は6月に監査院に答弁書を提出し, 交渉中の方針は國際電信交渉委員会と政府に批准されたものであり, 自分が勝手に認めたわけではなく, 三社との秘密接触も単なる意見交換であり, かつ委員会の了承を得ていたと弁明し, 「喪權辱国」の批判は当たらないと反論した。「莊智煥向監院答弁」『申報』1931年7月4日, 第9面。「莊智煥對彈劾案尚有答弁」『申報』1931年7月5日, 第12-13面。
- (58) 「国民政府文官致本院公函 第9568号 (1931年12月7日)」, 前掲『監察院公報』第7期-第12期合刊本, 474-80頁。
- (59) 「交通部關於与大東大北太平洋三水線公司電信交涉經過情形致行政會議提案稿 (1933年4月18日)」, 前掲『中華民國史檔案資料匯編第5輯第1編 財政經濟 (9) 交通郵電 (1927-1937)』687-90頁。「今日國際電信局接收三公司收發処」『申報』1933年5月1日, 第13面。
- (60) 趙榮丞「我国与大東大北兩水線公司水線交涉之過去及其現在」『國聞週報』第10卷第20期, 1933年5月22日, 1-10頁。陳瑞達「論水線交涉之結果」『電信雜誌』第1卷第3号, 1933年7月1日, 5-9頁。「收回水線公司電報收發權之意義」『申報』1933年11月16日, 第9面。「收回水線公司電報收發權之意義 (續)」『申報』1933年12月1日, 第18面。
- (61) この時期には海底線と無線通信の競合がますます激しくなっており, 上海大無線局經由の場合には米中間や欧中間の無線協定により, 電報収入は首尾料のほか, 3分の2か2分の1が交通部の取り分になった。しかし, 海底線經由の場合, 交通部は首尾料しか取れなかった。会社側は経営利益を確保するため, 海底線の電報料金を無線と同一の水準に設定しなければならない条項を通

信協定に盛り込んで、交通部を牽制しようとした。

- (62) 孔燃犀「關於水線公司及馬凱合同」『大陸雜誌』(上海)第2卷第2期, 1933年8月, 151-52頁。
莊智煥「關於水線交涉的真象」, 存真「為水線問題答燃犀君」『大陸雜誌』第2卷第3期, 1933年9月, 123-24頁, 125-26頁。燃犀「為水線合同問題再答存真君」『大陸雜誌』第2卷第6-7期, 1933年12月, 1-3頁。
- (63) 大北会社は1921年に上海租界のバンドからエドワード七世路4号の新しいビルに支社を移転し(大東, 商業太平洋ケーブル社も同時に転入), 営業を続けた。ディーガンは1930年12月4日に宋子文を訪れた際, 諸国の電信送受権の取り扱い状況を紹介し, 一国の政府が他国の管轄地域において国際通信の送受権を操作する前例がないと述べ, 宋の注意を引いた。Joint 383, Fra Shanghai direkte, 6th December 1930. 前掲SNTS 06.7-680。
- (64) Joint 196, Fra Shanghai direkte, 25th July 1930. 前掲SNTS 06.7-680。
- (65) 大北等の会社が, 内地の首尾料が割高なのにもかかわらず応じた背景には, 内地の国際電報を無線経路で転送する場合, 交通部の取り分が海底線よりおよそ3倍以上となるため, その分の業務をすべて無線に吸収されないよう, ある程度首尾料を上げて業務を維持したいという思惑があった。聶傳儒「水線合同簽訂後電界同人必有之認識」『電信雜誌』第1卷第3号, 1933年7月1日, 4頁。
- (66) 日本側の調査によれば, 日中戦争勃発までの中国の有線電信の利用状況は日本内地, 朝鮮, 台湾と比べて著しく劣っている。しかし, 中国全体の電信事業(無線, 有線をともに含む)収入の6割を無線電信が占めている。なお, これは交通部直轄の上海大無線局が, 海底線のサービスと競争する関係で先進的設備を導入した理由によるとされている。南満洲鉄道株式会社上海事務所編『再建過程の中支那経済』上海満鉄時局資料第2編, 南満洲鉄道株式会社上海事務所, 1938年6月, 30-31頁。
- (67) 莊自身はフランス留学より帰国後, 黄埔軍校の通信教官を務め, 北伐期に無線通信を活用して軍事的勝利につなげた功績があった。彼の仕事ぶりは国民党元老の呉稚暉にも評価されている。1927年12月29日に呉稚暉より張静江, 蔣介石, 孫科宛の手紙, 国史館所蔵蔣中正總統文物, 002-080200-00617-017「開国元勳書翰(一)」。

[付記] 本稿は, サントリー文化財団2014年度研究助成「19世紀末から20世紀初頭の東アジア電信史」による研究成果の一部である。